

市川商工会議所のホームページにバナー広告をだしませんか！

目的

1. 会員企業の活性化などを図るために、市川商工会議所(以下、当所といたします。)ホームページに広告を掲載します。
2. 当所運営基盤強化のため財源確保を目指します。

広告の掲載基準

掲載する広告は、当所会員事業所及び当所が認めた事業所が、下記の内容のいずれにも該当しないものになります。

1. 公序良俗に反するもの
2. 政治又は宗教に関するもの
3. 関係法規に違反するもの
4. 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがあるもの
5. 誤解を与える恐れがあるもの
6. その他、本事業運営上不相当と認められるもの

広告の責務

1. 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負うものとします。当所は一切の責任を負いません。
2. 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

広告の規格、広告掲載料等

広告の規格、枠数、広告掲載料は、当所において定めます。

バナー画像サイズ 横 190×縦 48 ピクセル 解像度 72 静止画像

データ様式 jpg・gif・png

掲載場所 当所ホームページ トップページスペース(12 枠)

バナー広告掲載料 会員 ①6 カ月 33,000 円(@5,500 円/月) ②12 カ月 55,000 円
非会員 ①6 カ月 66,000 円(@11,000 円/月) ②12 カ月 110,000 円

※②12 カ月は割引があります。

掲載期間・単位

月の初日から末日までの 1 カ月間を基本単位とし 6 カ月、12 カ月のお申し込みいただけます。

※広告の申込みは先着順にて決定し、当該広告枠数を超えた場合は、予約受付いたします。(継続バナー広告優先)枠が空き次第ご連絡いたします。

掲載料金の納入

バナー広告掲載料は、利用開始月の前月末日までに一括納付となります。

なお、掲載期間中途において、広告主の都合による掲載取止めの場合には、掲載料金の返金はできません。但し、当所の都合により掲載ができない場合にはこの限りではない。

問い合わせ先

市川商工会議所 総務課

〒272-0023 市川市南八幡 2-21-1

電話:047-377-1011 FAX:047-377-1048

メール:info@ichikawa-cci.or.jp



アクセス数 2023.4.1~2024.3.31 40151 回

